

損保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 損害保険会社における資産の自己査定および償却・引当について、次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 各 1 点、(2) 2 点 (計 5 点)

(1) 資産の自己査定に関し、次の①～③に適切な数値または語句を記入しなさい。

資産の自己査定においては回収の危険性または価値のき損の危険性の度合いに応じて資産を (①) 段階に分類する。例えば、貸付金等では債務者をその状況により正常先、要注意先、(②)、実質破綻先、破綻先に区分し、それに基づいて資産の分類を決定する。以下の説明文は (③) 分類資産に関するものである。

「債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産であり、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。」

(2) 貸付金等の債権に係る一般貸倒引当金の計上について簡潔に説明しなさい。

問題 2. ある損害保険会社では、2014 年度から引き受けている保険ポートフォリオでロスディベロップメントを作成し、I B N R 備金を見積もっている。この保険ポートフォリオでは、すべての保険契約が 4 月 1 日引受けの 1 年契約であり、同日から保険責任が開始されている。また、そのすべての保険契約について、保険料は一時払であり、3 か月遅延して 7 月 1 日に計上される。この時、以下の諸表の条件の下で (1) ～ (5) の各問に答えなさい。なお、各年度の会計期間は 4 月 1 日～翌年の 3 月 31 日である。また計算結果は小数点以下第 1 位を四捨五入して、整数で答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) ～ (4) 各 1 点、(5) 2 点 (計 6 点)

各年度の保険料

引受年度	計上保険料
2014	510
2015	960
2016	1,500

累計発生保険金のロスディベロップメントおよびチェーンラダー法で見積もられた最終発生保険金

事故年度\経過年度	1	2	3	最終発生保険金見積額
2014	100	165	200	210
2015	340	530		668
2016	431			869

- (1) 2014 年度、2015 年度、2016 年度の各年度末における計上ベース 1/12 法（保険期間の始期がすべて月末にあると考える方法）による未経過保険料を計算しなさい。
- (2) 2014 年度、2015 年度、2016 年度の各年度末における責任開始ベースの有効保険料に基づく 1/365 法による未経過保険料を計算しなさい。なお、うるう年はないものとする。
- (3) (1) の計上ベース 1/12 法で計算した各年度末未経過保険料に基づいて計算される各年度の既経過保険料に想定損害率 70% を乗じて得られる事前想定保険金を用いて、ボーンヒュッター・ファーガソン法により 2016 年度末の I B N R 備金を計算しなさい。
- (4) (2) の責任開始ベースの有効保険料に基づく 1/365 法で計算した各年度末未経過保険料に基づいて計算される各年度の既経過保険料に想定損害率 70% を乗じて得られる事前想定保険金を用いて、ボーンヒュッター・ファーガソン法により 2016 年度末の I B N R 備金を計算しなさい。
- (5) (3) および (4) で計算される I B N R 備金のどちらがより適切な見積りとなっているか、その理由とともに説明しなさい。

問題 3. 次の (1) ～ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 5 点 (計 25 点)

- (1) 損害保険会社が行うことのできる短期的な資金調達方法のうち、当座借越、レポ取引およびコマースャルペーパーについて説明しなさい。
- (2) ソルベンシー規制における早期是正措置および早期警戒制度の概要について説明しなさい。
- (3) 税務上の初年度収支残の取扱いについて簡単に説明しなさい。なお、普通支払備金と I B N R 備金の取扱いについては必ず言及すること。
- (4) 普通支払備金の個別見積法の一つである平均保険金積立法について例を 3 つ挙げ、それぞれの手法の違いに触れながら概要を説明しなさい。
- (5) 金利スワップについて説明しなさい。また、円建ての長期負債を保有する損害保険会社が ALM において円金利スワップを活用することの有用性と留意点を述べなさい。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 7 点 (計 14 点)

- (1) 民法の改正により法定利率が引き下げられた場合の支払備金 (I B N R 備金を含む) の見積もりにおいて留意すべき点について説明しなさい。なお、法定利率は事故日に基づいて適用されるものとする。
- (2) 損害保険会社の事業継続に関する確認を保険計理人が行う意義について述べなさい。また、その分析期間が将来の 1 年間とされていることについて、その理由を説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 5. 日本の損害保険会計においては、引き受けた元受保険契約に係る契約初年度の損益（ある会計年度内に保険責任を開始した保険契約に係る、当該会計年度における会計上の損益）がマイナス（損失）となることが多い。その主な理由を、わが国の現行の損害保険会計における責任準備金の積立方法に言及しつつ説明しなさい。また、このような初年度における損失を認識しない形で損益を把握するためにどのような方法が考えられるか、所見を述べなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (10点)

問題 6. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること（(1) および (2) とともに、それぞれ 3 枚以内）。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。] 各 20 点 (計 40 点)

(1) 日本の損害保険会社が海外の損害保険会社を買収し 100%子会社にした場合、被買収会社を含めた統合リスク管理を実施する上で、リスク量の計測および資本管理の観点から検討すべきと考えられる点を挙げ、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

(2) 近年、国際的に統一された会計処理等の基準を導入する動きが進んでいる。2017 年 5 月には、国際会計基準審議会 (IASB) から、保険会計の国際的な基準である IFRS17 号が公表された。

このような状況に加え、国際的な保険監督規制等も導入が検討されている中で、わが国の損害保険会社の会計処理や財務情報の開示などにおいて国際的に統一された基準を導入することについて、その利点および留意点についてアクチュアリーとしての所見を述べなさい。

以 上

損保 2 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

- (1) ① 4 ② 破綻懸念先 ③ II
- (2) 正常先および要注意先に対する債権については、原則として信用格付の区分毎に過去の貸倒実績率または倒産確率に基づく将来の予想損失率を求め、債権額に当該予想損失率を乗じた予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。

問題 2.

- (1) 各年度末の未経過保険料は当該引受年度の計上保険料に係るもののみであり、その金額は 2014 年度末は、 $510 \times (12 - 8) / 12 = 170$ 、2015 年度末は、 $960 \times (12 - 8) / 12 = 320$ 、2016 年度末は、 $1500 \times (12 - 8) / 12 = 500$ 、となる。

- (2) 各年度末において、当該引受年度の各保険料は、責任開始ベースではすべて経過しているため、いずれの年度末においても未経過保険料は 0。

- (3) 各事故年度の既経過保険料は各年度の既経過保険料と一致する。よって、各年度の既経過保険料は、

$$2014 \text{ 年度 } 510 + 0 - 170 = 340$$

$$2015 \text{ 年度 } 960 + 170 - 320 = 810$$

$$2016 \text{ 年度 } 1500 + 320 - 500 = 1320$$

各事故年度の最終発生保険金は「累計発生保険金 + { 1 - (経過年度別の保険金出現割合) } × 事前想定保険金」で計算される。ここで、経過年度別の保険金出現割合は、与えられたチェーンラダー法による最終発生保険金見積額と累計発生保険金から逆算できる。

$$2014 \text{ 事故年度の最終発生保険金見積額} = 200 + (1 - 200/210) \times 340 \times 70\% = 211.33$$

$$2015 \text{ 事故年度の最終発生保険金見積額} = 530 + (1 - 530/668) \times 810 \times 70\% = 647.13$$

$$2016 \text{ 事故年度の最終発生保険金見積額} = 431 + (1 - 431/869) \times 1320 \times 70\% = 896.72$$

これより各事故年度別の I B N R 備金 (最終発生保険金 - 累計発生保険金) を算出し合計すると、2016 年度末 I B N R 備金は 594 となる。

- (4) (3) の計算中の「事前想定保険金 = 既経過保険料 × 想定損害率」の既経過保険料を (2) の責任開始ベースのものに置き換えて (3) と同様の計算を行うと、2016 年度末 I B N R 備金は 685 となる。

- (5) このケースでは (4) の I B N R 備金の方がより適切な見積りとなっている。(3) の I B N R 備金は計上ベースの既経過保険料によるボーンヒュッター・ファーガソン法により計算されており、将来の経過リスクに見合う保険金の予測が過少となっている一方、(4) の I B N R 備金は既経過保険料が責任開始時期と整合的であり、既経過リスクを適切に反映した将来保険金の見積りとなっているといえる。

問題 3.

(1) 当座借越とは、銀行等の当座預金口座にあらかじめ借入限度額を設定することにより、その範囲内で当座預金の残高を超えて借入を行うことをいう。資金が必要なときに即座に借入が可能であることから、一時的な資金繰りに対応することができる。レポ取引とは、保有する有価証券を貸し出す代わりに金銭を担保として受け取る取引で、短期の資金調達手段として広く利用されている。コマーシャルペーパーは、割引形式で発行される無担保の約束手形で、1年未満の短期的な資金調達を行う場合の調達手段となる。

(2) 早期是正措置とは、ソルベンシー・マージン比率により保険金等の支払能力の充実の状況を確認し、一定の基準を下回った場合には業務改善命令、業務停止命令等の行政上の措置を行うものである。保険会社の経営の健全性を確保し保険契約者等の保護を図ることを目的とした措置であり、保険業法に定められている。

早期警戒制度とは、ソルベンシー・マージン比率が一定基準以上であり、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、「収益性」「信用リスク」「安定性」「資金繰り」の観点から改善が必要と認められる場合には、必要に応じ業務改善命令を発出するものである。保険会社に早めの経営改善を促すための予防的な制度であり、保険会社向けの総合的な監督指針に定められている。

(3) 税法上では船舶保険、積荷保険、運送保険、船客傷害賠償責任保険および原子力保険のみについて初年度収支残を考慮し、保険料積立金および未経過保険料の合計額と初年度収支残のうちいずれが多い額を普通責任準備金とする。

初年度収支残の金額については、原則として算出方法書に定められている方法により計算するものとするが、この方法に基づく計算において控除する「当該保険契約のために積み立てた支払備金」とは普通支払備金及びIBNR備金をいうものとし、そのうちIBNR備金の金額については、損金の額に算入した金額の12分の11に相当する金額とする。

(4) 平均保険金積立法の例として、①総平均保険金積立法、②経過期間別平均保険金積立法、③事故態様別平均保険金積立法がある。

普通支払備金は、損害の程度、支払完了までに要する時間等様々な要素により変動するが、①総平均保険金積立法は、クレーム全体の過去の支払保険金の経験値から平均保険金を算出し、これに既報告未払クレーム件数を乗じて普通支払備金を算出する手法である。これは、個々の見積りにおいては誤差が発生するものの全体では誤差が相殺されて適正な水準となることを期待する手法である。

一方、支払保険金のバラつきに着目して一定の区分毎に平均保険金を算出し、それぞれの既報告未払クレーム件数を乗じて普通支払備金を算出する手法も考えられる。事故発生時からの経過期間に着目して区分する手法が②経過期間別平均保険金積立法であり、事故態様に着目して区分する手法が③事故態様別平均保険金積立法である。

(5) 金利スワップとは、同一通貨のキャッシュ・フローを相互に定期的に交換する取引で、例えば変動金利の基準となっている 6 カ月 LIBOR と様々な期間の固定金利を交換する等の形を取る。

例えば将来の回払保険料が未入金で債券を購入する十分な原資が手元にない状況において、負債キャッシュ・フローの年限に応じて固定金利受け・変動金利払いの円金利スワップを締結することで、金利変動にともなう負債時価の変動と円金利スワップの時価変動がオフセットされるため、円建て長期負債に係る金利リスクをヘッジする上で有用である。ただし、以下の点などについて留意する必要がある。

- ・負債と金利スワップの評価金利が異なる場合には、負債時価の変動と金利スワップの時価変動がオフセットされない場合がある。
- ・金利スワップの時価変動は、ヘッジ会計を適用しない場合、財務会計上の期間損益に影響する。また、ヘッジ会計適用時にも繰延ヘッジ損益として純資産に影響する。
- ・カウンターパーティーリスクがある。
- ・取引の執行・管理や担保授受に係る事務態勢が必要となる。

問題 4.

(1) 法定利率は損害賠償請求権が生じたときの中間利息控除に用いる利率である。人身損害の逸失利益算定におけるライブニツ係数に影響がある等、法定利率が引き下げられる場合、損害保険金の額が増加する。以下に普通支払備金と I B N R 備金のそれぞれについて留意点を説明する。

(普通支払備金)

過去の支払保険金の経験統計の平均値等に基づいて初期の普通支払備金を積み立てる場合は、法定利率に応じた適切な補正が必要となる。

(I B N R 備金)

選択している手法ごとに必要な補正を実施する。以下に、一般的な例を述べる。

a. チェインラダー法により算出する場合

ロスディベロップメントを観測する単位別(事故年度別や契約年度別)に適用する法定利率が異なる場合は補正が必要となる。また、観測する単位ごとの損害額の規模が変動する可能性があるため、ロスディベロップメントファクターの選択(単純平均や加重平均)の際に留意が必要である。

b. ボーンヒュッター・ファーガソン法や損害率法により算出する場合

予定(想定)損害率の設定時に適切に補正する必要がある。

また、インフレーションや消費税の増税などとは異なり、事故日に応じて適用される法定利率が定まるため、補正する際には留意が必要である。

(2) 保険会社は、保険業法第 240 条の 2(契約条件の変更の申出)に規定される、破たん前の契約条件変更の可否もしくは要否を判断するにあたり、事業継続困難となる蓋然性を評価することが求められるが、その際、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし評価することが考えられる。

保険計理人は責任準備金等の確認を行えるよう、各社において保険数理に関する事項に関与し、

保険数理に関する事項に十分通じているため、保険計理人が保険数理に基づく事業継続困難の蓋然性を評価することとなったと考えられる。

(保険業法第 241 条第 3 項にも類似の規定がある。)

損害保険会社においては、保険期間 1 年の契約が大部分であり、1 年後以降の保険料は通常は変更が可能であるため、当面 1 年間、契約条件の変更を行わずに事業継続困難となる蓋然性が生じないかどうかを評価することが本質的であることから、1 年を超える分析は求められていないと考えられる。

【 第 II 部 】

（解答例は幅広に論点を記載していることもあり、答案に全量を記載することを期待しているものではない。こういった論点を踏まえ、各自の所見を分かりやすく記載願いたい）

問題5.

契約初年度に損失を認識することとなる主な要因は、保険料による収入と、それに対応する費用の認識のずれである。収入した保険料はそのまま収益認識できるわけではなく、未経過期間に対応する部分は未経過保険料に繰り入れられ、既経過保険料部分のみが収益となる。これに対し、費用認識について考えると、純保険料部分に対応する発生保険金については、保険期間内で発生に偏りがなければ既経過保険料の認識と対応する形で損失が発生すると考えられることから、契約初年度においても歪みを生じさせる原因とはならない。一方、次に述べるとおり、付加保険料部分については費用の認識と既経過保険料の認識が一致していない。代理店手数料等の新契約費については大部分が保険始期時点で費用認識される一方、未経過保険料は新契約費に対応する部分も含めた収入保険料に対してその未経過期間に対応する金額として算出される。このことにより、新契約費のうち未経過期間に対応する部分に相当する金額（の一部または全部）については、相対する収益が既経過保険料に含まれないにも関わらず、費用が計上されてしまう。この不一致部分が損失として認識され、契約初年度の損益がマイナスになることが多くなる原因となる。

加えて、異常危険準備金の繰入も損益を悪化させる要因となる。すなわち、未経過部分を含む正味収入保険料のうち一定割合が異常危険準備金繰入額として費用認識されるため、上記と同様の不一致が生じ、損益を悪化させることとなる。

このような初年度の損失が認識されないようにするためには、新契約費の認識を既経過保険料の認識と合わせることが考えられる。具体的には、新契約費のうち未経過期間に対応する部分に相当する金額について費用認識を繰り延べて資産（DAC：繰延新契約獲得費）を計上すること、新契約費相当額については未経過保険料から控除することで既経過保険料の認識を増やすことなどが考えられる。

また、異常危険準備金については、繰入額を正味収入保険料ではなく既経過保険料ベースで算出することなどが考えられる（この既経過保険料を計算する際に用いる未経過保険料の金額については、前述の繰延新契約獲得費相当額を控除した金額で算出することも考えられる）。

問題 6.

(1)

1. はじめに

近年、国内損保事業においては、少子高齢化によるマーケットの縮小、自動運転技術などの技術進展、自然災害リスクの集積などにより、将来の事業環境の不確実性が高まっている状況にある。また、低金利環境下において国内における資産運用収益の確保が一層難しくなる中、資本を有効活用する道を模索しようとする動きが活発になっている。そうした中、事業拡大・リスク分散などにより安定的な事業基盤を確保するために、海外の保険会社を買収する事例が増えてきている現状にある。一方で、一般の事業会社を含めて、M&A による被買収会社に起因した巨額損失を計上する事例も多々見受けられることに鑑みれば、損害保険会社においても、買収時のデューデリジェンスと共に、買収後の PMI (Post Merger Integration) がいかに重要であるかがうかがわれる。

複雑で多様なリスクを抱える損害保険会社においては、自らが抱えるリスクを洗い出した上でリスク量を定量化し、それに見合うだけの資本を有すると共に、より効率的なリスクテイクをし、資本を有効に活用することで、ステークホルダーの負託に応えていく必要がある。こういった中、被買収企業も含めた統合リスク管理体制を速やかに構築し全社的に適切に管理していくことは重要な課題である。

2. リスク量の計測および資本管理の観点から検討すべき点

a. 被買収会社における計測・管理状況

リスク管理の状況は、被買収会社の地域、リスク特性、事業規模等により様々である。現地規制に沿ったリスク量の計測および資本管理にとどまる場合もあれば、高度なリスクモデルを有した上で資本管理している場合もあると考えられる。また、リスク量の計測頻度の違いや、定量的なリスク管理そのものに対する意識の違いがある点にも留意が必要である。

もしリスク量の計測体制が不十分であれば、親会社側でリスク量の計測をする方法も考えられるし、被買収会社におけるリスクモデル開発の支援を行うことも考えられる。また、親会社側のリスクモデルを用いることも考えられるが、そのまま当該モデルを用いるのではなく、地域の違いを考慮した修正を加える余地や、データの入手方法など検討すべき課題はあるだろう。また、海外特有のリスクを抱えており、それらが定量化されていないといったことも考えられるため、リスクの十分な洗い出しを行うとともに、定量化に向けた検討を実施する必要がある。

すでに十分にリスク量の計測体制を有している場合であっても、被買収会社のリスク量をどのように全社的に統合するのか、そもそも被買収会社のリスクモデルを使用すべきかなど、検討すべき点は多い。なお、被買収会社で高度なリスクモデルを有していれば、逆に親会社でその手法を取り入れて統合リスク管理におけるリスク量の計測高度化に取り組むといったシナジーを生み出す機会に繋がる可能性もある。

b. リスク量の定義

リスク量は、リスクモデルの要件やリスク尺度などの前提によって変わりうることから、全社的な統合リスク管理におけるリスク量の定義を定める必要がある。

一つには、親会社が定義した方法で、リスクモデルの開発も含めて被買収会社のリスク量を定義する、トップダウン的なアプローチが考えられる。これは、親会社にとっての透明性や一貫性は高くなる一方、被買収会社が保有するリスクに精通していなければ正しいリスク量の計測が困難となる。また、被買収会社が自らのリスクモデルを有し、リスク量を計測し管理を行っている場合、親会社モデルと被買収会社モデルのダブルスタンダードとなり、管理上あるいはコミュニケーション上の問題が生じる可能性がある。

他の方法としては、被買収会社が有しているリスクモデルを用いて計測されたリスク量を統合する、ボトムアップ的なアプローチが考えられる。これは、新たにリスクモデルを開発する必要がないものの、親会社としてはリスクモデルの中身がブラックボックス化しないようレビューを行う必要性や、全社的なリスク量としてどのように統合をさせるかをリスクモデルの特性を踏まえ検討する必要性がある。また、全社的にはリスクモデルの一貫性に問題が生じる（同じリスクを違うモデルで評価する等）可能性もある。

c. リスクモデルのガバナンス

リスク量を計測するためのリスクモデルのオーナーシップを親会社とするか被買収会社とするか、リスク量の計測をどちらが行うかといった点を整理する必要がある。

オーナーシップや計測実務の主体が被買収会社である場合は、リスクモデルの中身や使用データ、パラメータ等の計算前提が親会社から見て不透明になる懸念がある。したがって、被買収会社に対してリスクモデルや計測の方法について適切な文書化を求める、モデルに変更がある場合には親会社の承認を求めるないしは報告を義務付ける等の対応を行うべきであろう。

親会社にオーナーシップがある場合であっても、現地のリスクに精通していなければ十分なリスクモデルの開発・改修はできないため、第三者に開発を委託する、第三者のレビューを受ける等の対応を行い、モデルの妥当性を確保しなければならない。

d. 資本管理

被買収会社のリスクテイクを親会社としてどのように管理していくかは、重要な検討事項である。例えば、親会社から被買収会社に対して資本を配分し、被買収会社はその資本の範囲内でリスクテイクを行う方法があり得る。この場合、一方的にリスクテイクに制限を課すような方法ではなく、コミュニケーションを取りながら、被買収会社の事業戦略と会社全体としてのリスクテイク戦略に関する調和を図ることも重要であろう。

親会社における統合リスク管理上のリスク量・資本の定義が、被買収会社が内部管理に用いる定義（モデルや尺度など）と異なる場合には、被買収会社が適切と考えるリスクテイクが親会社レベルでは否定されることも生じ得る。このような事態を回避するためにも、リスクモデルやリスク尺度に関する共通化を行うことは重要となる。

資本管理を行う上では、単に数字上のリスク量の上限を定めるだけでなく、全社的なリスクアペタイトやリスクカテゴリー毎の許容量、被買収会社も含めた各事業会社の役割・位置付けをお互いに共有した上で、各社のリスクテイク戦略に落としこんでいくプロセスも必要であろう。また、被買収会社にお

ける事業も含めて事業単位で定期的にリスク量やリターンの状況をモニタリングし、健全性・収益性の観点から事業ポートフォリオの改善を行うPDCAサイクルを適切に運営していくことも重要である。

また、全社的な資本管理を考える上では、被買収会社が規制上必要とする資本など、移動制約等により全社では共有できない資本の存在も考慮する必要がある。

3. 所見

題意のようなケースにおいては、幅広いリスクカテゴリーの知見やそれらの統合、資本管理方法を含めた統合リスクに関する専門性が求められると考える。アクチュアリーとしては、こういった知見・専門性を自ら追求していくことも重要であるが、それぞれの分野において専門性を有するアクチュアリーとの連携をはじめ、専門人材をリードして被買収会社を含めた統合リスク管理体制構築を進めるマネジメント力・コミュニケーション力も必要となる。また、海外拠点の人材とコミュニケーションを行う上では、アクチュアリーとしての専門性という意味で共通言語はあるものの、それだけでは不十分である。文化の違いに対する理解不足はもとより、商習慣・時間・距離等様々な違いによりコミュニケーションが上手くいかない可能性は十分に考えられるため、グローバルに通用するスキル・コミュニケーション力を磨くことも重要になるであろう。

今後、グローバル化やリスクの多様化・複雑化が進み、統合リスク管理の重要性がますます高まっていくと考えられる。このような情勢においては、アクチュアリーとしての専門性を養成するとともに、アクチュアリーが単なるリスク定量化に関する数理スペックに留まることなく、グループレベル/グローバルレベルでの統合リスク管理に目を向け、全体最適で考える力、グローバルレベルの知見、コミュニケーション力なども養成していくことが重要と考える。

【受験生へのコメント】

本問は、題意の通り「海外の損害保険会社を買収」したケースにおいて、「統合リスク管理におけるリスク量の計測および資本管理」に関し検討すべき点を上げ、各々について深度のある考察を論じることを期待している。

受験生の回答の中には、統合リスク管理に関する一般的な論点のみを論じているものも見受けられたが、それだけでは高い得点には繋がらなかった。

(2)

1. はじめに

近年、経済活動のグローバル化等を背景に、国際的に統一された会計基準を導入する動きが進んでいる。保険会社を含め、国際的に活動範囲を拡大させ存在感を増そうとする企業グループ等にとって、統一基準の導入は重要な課題である。

また、国際的な保険監督規制の導入も検討される中、当該規制と統一会計基準との親和性を高めることなどにより、両者の適切な理解や円滑な導入等につなげていくことも重要である。

一方で、保険会計基準をはじめとした会計基準の複雑化や導入時の負荷、さらには国際的な保険監督規制との関係性など、留意すべき点は多い。

2. 利点

a. 企業情報の比較可能性の向上等

国際的に統一された基準が導入されると、それを採用した企業の財務状態、経営成績などは、統一された基準に基づいて算出され開示されることとなる。このことにより、業績等の企業情報の比較可能性が高まることが期待される。特に海外企業を含む企業間の比較を行う場合、各国それぞれの基準に基づいた数値・情報を合理的に比較することは難しく、統一基準の導入によって合理的な比較が行えるようになると考えられる。

また、この比較可能性の向上により、ステークホルダーに対して業績を説明しやすくなることが期待される。特に海外の投資家等に対して業績を説明する際に、自社が国際的な統一基準を採用していれば、当該基準による業績数値等を用いて説明を行うことができる。これにより、投資家への説明時の負荷が軽減され、また説明自体も受け入れられやすくなることが考えられる。

b. 統一的な経営管理が行えること

海外を含むグループ会社の会計基準が統一されることで、各グループ会社の業績をより正確に把握し、統一的な経営管理を行えるようになることが考えられる。これにより、経営管理の品質の向上とそれによる企業価値の増大、管理事務負荷の低減などが期待できよう。

c. 企業業績の適正な把握など

国際的に会計基準を統一するにあたって、より客観的な基準である経済価値ベースの考え方などが導入されることが考えられる。この場合、従来の基準と比較して、より適切に業績を会計数値に反映し開示することができるであろう。

特に、保険契約準備金の算出基準などの保険会計分野にも経済価値ベースの基準が導入されることで、保険関係損益をより実態に近い形で適切に把握できることが期待される。

保険会計をはじめとする会計の基準が経済価値ベースとなることにより、同じく経済価値ベースで行うリスク管理や保険料のリスクベース・プライシングなどと会計数値との親和性が向上することも考えられる。このことがリスク管理の更なる発展やリスクベース・プライシングの導入促進などにつながりうることも重要な利点である。

なお、経済価値ベースの考え方に基づく統一会計基準は、同じく経済価値ベースに基づいているソ

ルベンシー規制等の国際的な保険監督規制と親和性が高いと考えられる。このことから、統一会計基準の導入は、国際的な保険監督規制の理解と円滑な導入にもつながる可能性がある。

d. ステークホルダーからの信頼の向上等

上記のような点により、導入した企業に対する外部からの理解が深まることで、ステークホルダーからの信頼が向上し、そのことにより種々の良い結果が生じることが考えられる。

まず、投資家からの信頼が向上すれば、海外を含む投資家からの資金調達コストを低く抑えること（株価の上昇・維持を含む）ができる可能性が高まる。

次に、再保険取引の相手先からの信頼の向上により、再保険取引機会の増加、支払再保険料の低減や収入受再保険料の増加などの利点が生じることが考えられる。

さらに、特に海外の非日系企業などからの信頼の向上等により、当該企業を加入者とする保険について新規加入の増加・継続率の上昇などが期待され、ひいては保険制度の適切な普及の一助ともなる可能性がある。

また、多くの企業が国際的に統一された基準を導入することで、金融市場全体の透明性が向上することも期待できる。これにより、機関投資家としての保険会社にとっては、より多くの投資先に積極的な投資を行う機会が増大することともなろう。

3. 留意点

a. 基準の統一による弊害

各国それぞれの会計基準等は、それぞれの国や地域ごとの異なる特性・事情を一定程度勘案して定まっているものと考えられる。一方、国際的に統一された基準を定めるにあたっては、国ごとの特性等をすべて勘案した基準とすることは困難であろう。このことから、国際的に統一された基準が導入された場合に、各国における特性を反映した算出・開示等が行えるかどうかには留意が必要である。

b. 保険会計基準の複雑化

国際的な統一基準が導入されると、保険負債の算出方法等が、概念的・数理的に複雑なものになることが考えられる。たとえば保険負債の算出時に、従来の計上保険料に基づく方法によらずに、将来キャッシュ・フローを見積もることで経済価値ベースの保険負債を算出することとなることなどが想定される。この複雑化への対応は、保険数理の専門家であるアクチュアリーのみならず、果たすべき役割が大きい部分であり、基準の理解・社内での説明や調整・システム開発などを、専門知識を前提に行うことが求められるであろう。

c. 導入時および実施時の負荷

b. の点以外にも、国際的な統一基準において従来の日本基準とは異なる基準で会計処理を行うことが求められることが多いと考えられる。したがって、統一基準の導入にあたっては、これらの基準の理解、決算処理に必要な情報の入手方法や事務処理方法等の検討、会計処理システム等のシステムの改修や新規開発、社内での説明や調整など、必要な対応が非常に多岐に渡り、導入負荷・コストが著しく大きくなることが予想される。

また、従来と異なる処理を行うことや、処理自体がより複雑になる部分もあると考えられることなどから、導入後の事務負担・システムコストなどが増大することも予想される。会計処理のために必要な情報の入手等のために、営業部門等の管理部門以外の部門の事務の変更・追加等を伴う可能性もあり、この場合は更に会社全体の事務負担等が増大することも考えられる。

統一基準を導入しようとする会社の多くで、連結財務諸表を作成している（あるいは統一基準のもとで新たに連結財務諸表の作成が必要となる）と思われる。連結決算を統一基準で行うためには、グループ会社についても統一基準に基づく処理等を行う必要が生じることから、グループ会社との導入時の調整等の負担が生じる。また、グループ各社における上記と同様の導入時および導入後の事務負担増大・システムコストなどの負担にも十分留意する必要がある。

これらの点を勘案し、統一基準の導入方法（一部簡便的な方法で処理を行うことなど）、導入後の各種資源の配分等を総合的に検討することが求められよう。

d. 従来の基準との併存

現行のわが国の法令上、国際的な統一基準である I F R S などの基準を導入した企業であっても、会社法上の計算書類等は日本基準で作成することが求められている。この例のように、統一基準を導入しても、一部の数値等については統一基準ベースおよび日本基準ベースの両方での作成が必要となり、事務負担が二重に発生することがある。

e. 普及途上であること、または不十分な普及による問題

国際的な統一基準が普及していく途上においては、統一基準を導入している企業とそうでない企業が共に一定割合存在する状態が相当期間継続することが考えられる。また、統一基準の普及自体が不十分なものとなり、基準が混在している状態が定着してしまう可能性もある。これらのことにより、比較可能性の向上による利点等が十分に実現せず、結果として導入時のコスト等に見合う利点を享受できないリスクがある。

f. 経済価値ベースとなる場合の留意点

統一基準は経済価値ベースを基本とすることが想定され、損害率や金利変動等の負債評価の前提が変動することで保険負債残高が変動することとなる。この結果、純資産や損益などの財務指標が従来と比較して変動しやすくなることが予想される。このことにより、保険契約者等のステークホルダーが保険会社の健全性等に不安を抱くおそれがある。ゆえに、財務指標の変動要因を適切かつ平易に説明することや、財務指標以外の然るべき基準（ソルベンシー・マージン基準等の統一的な規制や、合理的に開発した内部モデル等の会社ごとの基準などが考えられる）などに基づいて保険会社の健全性等に問題がないことを示すことといった工夫が必要となろう。アクチュアリーには、変動要因の分析や説明等に貢献することが求められると考えられる。

g. 会計基準の適用およびその説明

国や地域などによって異なる事情があることから、国際的な統一基準を定めるにあたっては原則主義（基本となる考え方のみを定め、細かい処理方法や数値基準等は導入各社の判断とする）の立場が

とられることが考えられる。原則主義は自由度が高い一方で、処理方法等に関して自社で行った判断について外部の投資家や監査人等に明確に説明する必要があり、その負担は小さくないものと思われる。

h. 経営管理

国際的な統一基準の内容を十分に理解した上で、その内容を踏まえた経営管理を実施することが必要となるであろう。たとえば、経済価値ベースの測定が導入された場合、当該測定の特徴等に精通した人材を経営管理に関与させることが考えられる。

また、経営者自身が統一基準の内容およびその影響等を適切に理解していることが重要である。このことから、経営者に対する平易な説明等が求められてくるであろう。

経営管理の一部としての ALM を行うにあたっては、保険負債の評価方法が変更されることによる影響を理解し考慮すべきであり、留意が必要である。

i. その他の留意点

国際的な統一基準は、基本的には世界に広く通用する言語である英語などを用いて記述されるものと考えられる。このことから、我が国における統一基準の導入時や導入後において語学力の高い人材が多く必要となり、人材確保が困難になったり、人事コストが増大したりすることも考えられる。

保険計理人の確認等については、統一会計基準の導入を契機として、計理人業務の国際的な統一等の議論が活発化することも考えられる。

4. 所見

上記で述べたように、国際的に統一された会計基準の導入にあたっては、比較可能性の向上といった効果が期待される一方で、留意すべき事項も多い。個々の保険会社グループ等における統一基準の円滑な導入および有効な活用はもちろんのこと、保険監督規制等とも適切に融合・連携しながら統一会計基準を世界的に有用かつ効率的なものとして実現させていくことが求められる。アクチュアリーには、保険負債算出等の数理事項やそれに関連する事項について積極的に関与することなどが当然に求められるが、実務負荷や監督規制との関係等を総合的に勘案した上での意見発信および調整、基準の内容や影響等についての的確かつ平易な説明といった役割も積極的に担っていくことが期待されていると考えられる。

【受験生へのコメント】

本問は、国際的な統一会計基準の導入についての認識を問うたものである。統一基準導入による比較可能性向上・基準の複雑化・実務負荷の増大・リスク管理や保険監督規制等との関連、といった観点について幅広く記載することを期待した。

たとえば、IFRS (特に IFRS17 号) の具体的な内容およびそれについての個別の留意点等について多く記載した解答が見受けられたが、それだけでは題意を満たしておらず、高得点には繋がらなかった。